

## 実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
赤村	赤村(上赤地区、下赤地区、油須原地区、山浦地区、小内田地区、大内田地区、小柳地区)	令和3年3月29日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	292.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	250.6 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	42.7 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	53.7 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用を検討している農地耕作面積3.4ha	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・75歳以上の現在農業している者の内、後継者が居ない者または後継者が不明な者の耕作面積は、上赤地区で8.4ha、下赤地区で5.7ha、油須原地区で0.7ha、山浦地区で2.8ha、小内田地区で2.3ha、大内田地区で3.2ha、小柳地区で1.1haで合計24.2haとなっている。今後中心経営体の引き受け意向のある農地は53.7haと面積規模は上回っているが、農地が荒れないよう円滑に移行する必要がある。
- ・今後さらに耕作できなくなる農地が増えていくことが予想されるため、新たな中心経営体の確保や農地保全するための組織づくりが必要である。
- ・農機具や農業ハウスを購入するには多くの費用を要し、営農継続や規模拡大させる足かせになっている。
- ・農地の大きさや形状、用排水が劣化し農作業しづらいため、再基盤整備を行い耕作しやすい環境整備が必要である。
- ・仮に中心経営体への集約が進んだ場合、草刈りの負担が重くのしかかり、水の管理も難しくなることが想定される。
- ・農地の集約化がされておらず、移動や農地管理で無駄な労力を要している。
- ・条件の悪い山間部の農地は、貸し出しても受け手が見つからない状態である。
- ・病虫害・鳥獣被害により収益減少となっている。また、被害防止のための費用、労力が大きい状況である。
- ・高い収益が得られるよう作付品目の転換が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 上赤地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者や営農組織、基本構想水準到達者の7経営体で担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。また村内で最も農地面積が広いので、後継者育成にも力を注ぐ。
- 下赤地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者の7経営体で担っていく。また、後継者育成にも力を注ぐ。
- 油須原地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者や認定新規就農者の4経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
- 山浦地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
- 小内田地区の農地利用は、中心経営体の認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者の16経営体で担っていく。村内で最も経営体数が多いが、後継者の育成をしっかり行いながら対応していく。

大内田地区の農地利用は、中心経営体の認定農業者や認定新規就農者、営農組織の8経営体で担っていく。

小柳地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体(個人情報保護の観点から農業者名はアルファベットで表記しています)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	16.8 ha	水稲	26.8 ha	上赤地区
認農	B	水稲	6.9 ha	水稲	6.9 ha	上赤地区(6ha) 下赤地区(0.75ha) 小内田地区(0.15ha)
到達	C	水稲	4.3 ha	水稲	6.0 ha	上赤地区
認農法	D	花木	0.7 ha	花木、野菜	0.7 ha	上赤地区
集	E	麦、飼料用米	11.3 ha	麦、飼料用米	11.3 ha	上赤地区
認農	F	水稲、野菜	3.2 ha	水稲、野菜	3.7 ha	上赤地区
認就	G	水稲、野菜	2.4 ha	水稲、野菜	3.1 ha	下赤地区(1.5ha⇒2ha) 油須原地区(0.6ha) 小内田地区(0.32ha⇒0.5ha)
認農	H	水稲	2.6 ha	水稲	14.0 ha	下赤地区(1ha⇒10ha) 小内田地区(0.9ha⇒2ha) 小柳地区(0.7ha⇒2ha)
到達	I	水稲	4.0 ha	水稲	4.0 ha	下赤地区
認農	J	水稲、野菜	1.0 ha	水稲、野菜	1.0 ha	下赤地区
認農	K	花木、水稲	2.0 ha	花木、水稲	2.0 ha	山浦地区
認就	L	水稲、野菜	3.0 ha	水稲、野菜	5.0 ha	油須原地区(0.5ha⇒1.5ha) 小内田地区(2.5ha⇒3.5ha)
認農	M	水稲、野菜	2.2 ha	水稲、野菜	2.2 ha	小内田地区
認農	N	水稲、野菜	1.0 ha	水稲、野菜	2.0 ha	油須原地区(0.9ha⇒1.9ha) 小内田地区(0.1ha)
到達	O	水稲、野菜	1.1 ha	水稲、野菜	1.3 ha	小内田地区
認農法	P	麦、大豆	7.5 ha	麦、大豆	14.5 ha	上赤地区(6ha⇒7ha) 下赤地区(0ha⇒1ha) 油須原地区(0ha⇒1ha) 山浦地区(1ha⇒2ha) 小内田地区(0.5ha⇒1.5ha) 大内田地区(0ha⇒1ha) 小柳地区(0ha⇒1ha)
認農法	Q	水稲、野菜	2.0 ha	野菜	20.0 ha	小内田地区
認農	R	水稲、野菜	0.8 ha	水稲、野菜	0.8 ha	小内田地区
認就	S	水稲、野菜	0.8 ha	水稲、野菜	0.8 ha	小内田地区
認就	T	水稲、野菜	0.6 ha	水稲、野菜	0.9 ha	小内田地区
認就	U	水稲、野菜	0.5 ha	水稲、野菜	1.0 ha	小内田地区
認就	V	水稲	1.7 ha	水稲	1.7 ha	下赤地区(0.8ha) 小内田地区(0.3ha) 大内田地区(0.6ha)
認農	W	水稲、養豚	3.5 ha	水稲、養豚	3.5 ha	小内田地区
認農	X	水稲、野菜	3.5 ha	水稲、野菜	3.5 ha	小内田地区
認農	Y	水稲	3.8 ha	水稲	3.8 ha	大内田地区
集	Z	飼料用米	7.2 ha	飼料用米	7.2 ha	大内田地区
認農法	AA	花木、水稲	0.9 ha	花木、水稲	1.3 ha	大内田地区
認農	AB	水稲、野菜	4.1 ha	水稲、野菜	4.1 ha	大内田地区
認農法	AC	水稲、野菜	0.9 ha	水稲、野菜	0.9 ha	大内田地区
認農	AD	水稲	3.0 ha	水稲	3.0 ha	大内田地区
認農	AE	水稲、養豚	0.6 ha	水稲、養豚	0.6 ha	小柳地区
計	31人		103.9 ha		157.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。  
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。  
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>担い手の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな中心経営体や農地保全組織づくりを促進する。</li> <li>・農機具等購入時に国庫・県単事業の活用、または国庫・県単事業の採択条件以下の場合、村単独補助の検討を行い、担い手が営農継続、規模拡大できるよう支援する。</li> <li>・中心経営体が耕作しにくい山間部の小規模農地は、台帳を整え広く紹介して耕作者を募れる環境作りを検討する。</li> </ul>
<p><b>農業しやすい環境づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構事業を活用した、農業者の費用負担がかからない基盤整備を検討する。</li> <li>・担い手の労力軽減を図るために、草刈り、水管理等を地主や地域で行うような環境づくりを促進する。</li> </ul>
<p><b>中間管理機構の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付け等の意向が確認された農地は、20筆、34,171㎡となっている。貸付け意向のある農地が円滑に担い手へ移行できるよう中間管理機構を活用する。</li> </ul>
<p><b>農地の集約化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構等を活用して集約化を促進させる。</li> <li>・担い手が集約化を円滑に進めるための協議の場作りをサポートする。</li> </ul>
<p><b>高収益作物の導入促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主食用米にこだわらず、国が推進している転換作物への転換や収益性の高い園芸作物の生産促進を検討する。</li> </ul>
<p><b>病虫害・鳥獣害被害対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病虫害については、普及センターや農協の指導を受け、最適な対策を農業者に周知することを努める。また、鳥獣害被害対策については、侵入防止柵の設置や、猟友会と連携したわな設置により捕獲体制の強化に努める。</li> </ul>

農地の貸付け等の意向(中間管理機構の活用)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	赤村大字赤	487		
2	赤村大字赤	2,578		
3	赤村大字赤	1,964		
4	赤村大字赤	2,011		
5	赤村大字赤	94		
6	赤村大字赤	2,733		
7	赤村大字赤	1,829		
8	赤村大字赤	3,219		
9	赤村大字赤	2,155		
10	赤村大字赤	799		
11	赤村大字赤	2,935		
12	赤村大字赤	1,478		
13	赤村大字赤	4,548		
14	赤村大字内田	1,176		
15	赤村大字内田	940		
16	赤村大字内田	1,058		
17	赤村大字内田	79		
18	赤村大字内田	980		
19	赤村大字内田	1,494		
20	赤村大字内田	1,614		
	計	34,171		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。  
 なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。